

1 水産業を巡る概況

<平成21年度の概況>

我が国の水産業を巡る状況は、マグロ類に代表される国際的な資源管理強化や燃油価格の大幅な変動、水産物の買い負けなど国際社会の余波を受ける一方で、国内的には漁業資源水準の低下や従事者の一層の高齢化、水産物の価格の低迷など、依然として厳しい状況にあります。

また、新たな課題として、消費者の食の安全性に対する欲求の高まりや、水産物の自給率の向上、異常気象や大規模な自然災害の発生など、解決すべき問題も発生しています。

平成22年2月27日、チリ中部沿岸で大規模な地震が発生し、この地震による津波により、東北地方の太平洋岸を中心に、漁業では大規模な被害が発生しました。全国の被害は、宮城を含む8県で被害総額62億円を超える甚大なもので、その多くがワカメ、ホタテガイ、カキ等の養殖施設と水族（生産物）となっています。

本県においても、内湾の湾奥、水道周辺に被害が集中し、養殖施設、水産物等に被害を受け、水産業関係の被害額は約42億5千万円と、被害を受けた8県のうち、最も大きい被害となりました。このことを受け、被災した漁業者の救済を進めるため、国に対して、県、宮城県議会、漁協が連携し、「激甚災害」の指定を受けるための要望活動を行いました。（平成22年4月に指定された）

我が国の社会情勢においても大きな変化が見られました。平成21年8月に第45回衆議院総選挙において、民主党が多くの議席を獲得し安定多数を占め、与野党の入れ替わりが行われました。この政権交代により、平成21年9月には、行政刷新会議が政府実施事業の徹底精査を掲げ、国民にオープンとした形で「事業仕分け」を開始しました。水産業関連の対象事業においても、予算要求額の縮減や基金の国庫返納などといった評価を受けており、今後とも仕分け動向を把握していくことが必要となっています。

また、高度回遊性魚類であるマグロ類については、一部のマグロ類の資源状況の悪化が報告されたことから、資源を回復させることを目的として、資源管理規制が強化され、ミナミマグロ、大西洋クロマグロ、太平洋メバチマグロにおける漁獲量の大幅削減が決定されました。

県では、マグロ関連漁業や関連産業を水産地域における基幹産業として捉え、減船による影響が地域内に拡大しないよう、減船対策や水揚げ奨励金などの支援を積極的に進めました。

食料自給率については、県の重要な課題として捉え、現在の食糧自給率80%を、平成25年までに85%に引き上げる目標を設定し、米や魚介類などの食材に恵まれた本県の優位性を踏まえ、9月から「みやぎ食料自給率向上県民運動」を開始しました。

(1) 南米チリ沿岸地震により発生した津波について

2月27日にチリ中部沿岸でマグニチュード8.8の地震が発生し、この地震に伴う津波が2月28日に我が国沿岸に到達しました。

この津波による被害は、沿岸の水族・養殖施設を中心に全国（8県）で約62億円と甚大なものとなりました。特に、被害が大きかったのは、沿岸の静穏域に設置されている水族と養殖施設で、本県では約42億円、岩手県では約18億円と、両県で被害全体の95%を占めました。

被害の特徴は、これまで台風等の自然災害で被害が少なかった内湾の湾奥や潮流の速い水道部に集中していることと、被災した施設が複雑に絡まり合っており漁業者による自主復旧が難しかったという点です。県では被災者のいち早い復旧に向けて、知事自らが被災現場に赴き、現地を確認するとともに、3月1日に「チリ地震津波農林水産関係被害対策会議」を立ち上げ、被害状況の把握や関係機関と支援についての検討を進めました。また、被災者を広く救済するため、国に対し、県、県議会、漁協と連携し、「激甚災害」の指定に向けて働きかけを進めました。

※国は平成22年4月23日に今回の津波被害を「激甚災害」に指定しました。

（第1部 P6「コラム」参照）

(2) 内閣府行政刷新会議による「事業仕分け」始まる

平成21年8月30日に投開票された第45回衆議院総選挙において、民主党が安定多数を占め、その結果、与野党の入れ替わり、本格的政権交代が成されました。

民主党政権においては、政府実施事業の必要性や運営等の徹底精査を掲げ、平成21年11月に行政刷新会議による事業仕分けが始まりました。事業仕分けは、国の予算を見直すにあたり、外部の視点で、執行現場の実態を踏まえて、その事業の無駄な部分を廃止し、財源を捻出するとともに、その結果や課題を基に、政策、制度、組織等について今後の方向性を示す取り組みとして行われています。

水産業関連対象事業においても、予算要求額の縮減や基金の国庫返納などといった評価を受けています。

今後も事業仕分けは行われますが、水産業の振興を図る上で必要な事業等の削減の動向やその影響などについて把握していくことが必要です。

（第1部 P7「コラム」参照）

(3) 魚離れの進行について

家計の消費動向を見ると、近年、厳しい経済情勢を反映して、消費支出は減少傾向にあります。特に、食料費と、食料費の中でも、米、牛肉と並んで、生鮮魚介は減少傾向にあります。生鮮魚介について、支出額の減少の要因をみると、単価の下落とそれ以上に購入数量の減少が大きく、厳しい家計状況の中で、魚離れが進んでいることがうかがえます。

今後、魚離れが続けば、国内で持続的に活用でき、国民に安定供給出来る水産資源の利用度が低下し、長期的には持続的な発展を目指す水産業への影響も懸念されます。

加えて、県民の健康にとって大切な魚介類の栄養を補給しないことは、これから成長する子供たちへ健康への影響も考えられます。

今後は、魚離れを防ぐために、子供たちが海や魚と触れあい、学習（調理等）する機会を増やしていくことが大切です。

（第1部 P8「コラム」参照）

（4）食料自給率向上の取り組みについて

本県の食料自給率は、魚や米等の様々な食材に恵まれているものの、現在の自給率は80%（平成19年度）に留まっています。また、農林水産業の生産現場では、担い手の高齢化、後継者の不足などの多くの問題を抱えており、将来にわたって、食料を安定的に確保できるか不安な状況にあります。

このため、県では、県内の生産現場が活気にあふれ、今後も安全・安心な食料を生産し、豊かな食生活を維持していくため、本県食料自給率を平成25年度に85%に向上させる目標を設定し、平成21年9月から「みやぎ食料自給率向上県民運動」を開始しています。

（第1部 P9「コラム」参照）

（5）マグロ資源の国際的資源管理について

クロマグロについては、世界の漁獲・養殖生産量の約8割に当たる4.3万トン（2008年）が我が国に供給されており、2009年11月に開催された大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）年次会合では、東大西洋のクロマグロ資源の保存管理措置として、総漁獲可能量（TAC）を2009年の22,000トンから2010年は13,500トンへと削減し、資源の回復が困難な状況にあると科学委員会が認めた場合には2011年は漁獲を全面停止すること等が合意されました。2009年12月に開催された中西部太平洋マグロ類委員会（WCPFC）においても、太平洋クロマグロについて、各国が漁獲努力量を2002年～2004年水準より増加させない措置をとること等を骨子とする保存管理措置が採択されています。

2010年3月にドーハで開催されたワシントン条約締約国会議では、提案されていた大西洋クロマグロの附属書Iへの掲載は見送られることとなりましたが、多くの国々が附属書Iへの掲載について賛成したことも事実であり、予断を許さない状況が続いています。

県では、水産地域の基幹産業である遠洋及び近海まぐろ延縄漁業の維持、存続に向けて、国に対しては国際的な資源管理措置の徹底や国際的取引規制の対象とならないよう働きかけを行うとともに、水揚げ奨励金による県内魚市場への漁船誘致や漁船漁業の構造改革への取組を支援しています。

（第1部 P28, 29, 31「コラム」参照）

（6）国際捕鯨委員会（IWC）の動向について

国際捕鯨委員会（IWC）は、鯨類資源の利用をめぐる立場から持続的利用推進国

と反捕鯨国とに二極化し、機能不全の状況に陥っています。この状況を正常化するため、IWCの将来に関する包括的合意を目指す「IWCの将来に関する検討」が2008年に開始されました。2009年6月、ポルトガルのマデイラにおいて開催された第61回IWC年次会合では、本件に関する合意には至りませんでした。

近年、南極海で鯨類捕獲調査に従事している我が国の調査船団に対し、反捕鯨団体によって行われる妨害活動が問題となっています。活動家1名が調査船に乗り込むといった事案も発生しており、一連の妨害行為は極めて危険な行為であり、断じて許されるものではありません。

本県では、科学的根拠に基づいた鯨類の持続的利用を図るべきとの主張に歩調を合わせながら、IWCにおいて沿岸漁業の安定と地域の活性化、鯨文化と次代への継承を実現するため、三陸沖鯨類捕獲調査に協力する等、我が国沿岸捕鯨の早期再開に向けた働きかけに努めています。

(第1部 P30「コラム」参照)

(7) 県内3地区の求評見本市について

本県では、各地域毎に様々な農林水産物が生産されており、その恵まれた農林水産物を利用し、多くの食品加工業者が様々な商品を製造しています。

特に、特定第三種漁港を抱え、背後地に加工団地が形成されている、気仙沼、石巻、塩釜の3地区では、水産加工業者が多数集積しており、その製造品出荷額は全国上位に入るものが多くあります。

しかし、現在は消費の低迷や魚離れ、更には、加工原魚などの高騰等、水産加工業を巡る情勢は厳しさを増しています。

このため、全国有数の生産を誇る水産加工品を全国にPRし、販売促進により、水産加工製造業の経営の安定化を図るため、地方自治体や商工会議所等を中心とした実行委員会を設置し、地域の食材や加工品を一堂に展示する、「求評見本市」等を開催しています。見本市は、気仙沼市、石巻市、塩釜市の3地区で同時に開催され、県内外から多くのバイヤーが訪れ、商談が行われています。

(第1部 P36「コラム」参照)

(8) 大規模災害に対応した漁業共済の制度改革について

漁業共済制度は、漁業災害補償法に基づき、台風や津波などの自然災害等により受けた漁業者の損失を補う公的な保険事業として、昭和39年の事業開始以来、国の重要な災害対策の一つとして漁業経営の維持・安定に寄与してきました。

国では、これらの漁業共済をより活用しやすく、津波等の大規模災害発生時の備えることが出来るよう、平成21年10月に漁業災害補償法の一部改正を行い、漁業被害を地震等に限定した新たな補償方式を導入しました。

この制度は、漁業共済に加入しやすいよう、漁業被害を地震等に限定し、掛け金が非常に割安となっています。

県としては、この制度改革により大規模災害に備えた対応が可能になったことから、

各漁協及び県漁業共済組合と連携し、漁業者の加入促進に向けて取組を進めていくこととしています。

(第1部 P47「コラム」参照)

(9) ライフジャケット着用推進の取組について

漁業者はもとより、海でのレジャーなどにおいても海難事故は発生します。この海難事故を未然に防ぎ、被害を小さくするためには、ライフジャケットの着用が必要です。

現在、ライフジャケットの推進については、海上保安署から委嘱された、漁協女性部のメンバーが「女性ライフジャケット」着用推進委員（ライフ・ガード・レディーズ：LGL）として、県内での着用率向上に向けた取組を進めています。

また、県ではライフジャケット着用の徹底を図るため、県内で開催した意見交換会や遊漁船業務主任者講習会において漁業者や遊漁船業者に対し、パンフレットの配布及び着用徹底の呼びかけを行っています。

今後も、海難事故の発生を防止し、加えて、事故発生時の救助が的確に行えるよう、ライフジャケット着用推進に向けた取組を行うこととしています。

(第1部 P48「コラム」参照)

○チリ中部沿岸で発生した地震による津波被害等について

1 概 要

2月27日にチリ中部沿岸でマグニチュード8.8の地震が発生し、この地震による津波が翌28日に日本へ到来しました。

この津波による被害は、沿岸の養殖施設を中心に全国で約62億円と甚大なものとなりました。特に、被害が大きかったのは、沿岸の静穏域に設置されている養殖施設で、宮城の約42億円、岩手の約18億円と、両県で被害全体の95%を占めています。

このため、宮城、岩手の両県では、被災した漁業者の救済に向けて、国に「激甚災害」に指定するよう要望を行いました。

2 宮城における津波被害の状況と対応

今回の津波被害の特徴は、気仙沼湾、南三陸町、牡鹿半島周辺、女川町、松島・塩釜湾など、内湾部や潮流の速かった水道部に被害が集中していることと、被災した施設が複雑に絡み合い、被害範囲がさらに大きくなった点です。

養殖施設の被害については、ワカメ、コンブ、カキ、ホタテ、ホヤ、ノリなどの筏が被害を受け、気仙沼市で約7億円、石巻市では6億円、塩釜市で2億円等、合計では約18億円となっています。

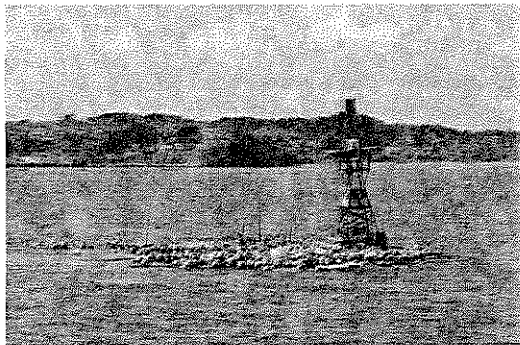
水産物の被害については、養殖施設の被害に伴う養殖生物の落下等によって、気仙沼市、南三陸町、石巻市、塩釜市など7市町で23億円となっています。

県では、被災者のいち早い復旧に向けて、知事自らが被災現場に赴き、現地を確認するとともに、3月1日に「チリ地震津波農林水産関係被害対策会議」を立ち上げ、被害状況の把握に努めるとともに、応急対策をはじめ早期復旧に向けた対応策の検討を開始しました。また、現場での相談にきめ細かく対応するため、本庁及び地方機関に相談窓口を設置しました。

加えて、地元選出国會議員や農林水産省に対して、被災した漁業者が幅広く救済され、1日も早く復旧が進められるよう、「激甚災害指定」に向けた要望活動を実施しました。

具体的な取組としては、被災した施設の撤去・処分に対する養殖施設等の廃棄物処理に係る経費の支援、経営再建に必要な金融支援として水産災害対策資金への利子補給や既借入制度資金の償還延長等を行いました。

今後も、県としては、自然災害の影響を受けやすい漁業経営の安定化に向けて、災害によるリスクを回避するため、漁業共済制度への加入促進に向けて、県漁業協同組合と連携し、さらに取組を進めることとしています。



被災した養殖施設



処分作業を行う漁業者

○事業仕分け（行政刷新会議）はじまる

1 概 要

平成21年11月、行政刷新会議による事業仕分けが行われました。

事業仕分けとは、外部の視点も入れながら、国や公益法人等が行う事業ごとに必要性等を議論し判定するものです。仕分けを行う過程は、国民に対して透明性を確保するため、公開で行われることとなっています。

事業仕分けの評価者（仕分け人）は、国会議員や民間有識者、担当府省の副大臣又は政務官らが、行政刷新会議議長から指名されています。

※事業仕分けは、平成14年度からNPOの「構想日本」が地方自治体などで実施していたもので、それを国の予算編成にも取り入れたものです。

〈事業仕分けの主な水産関連対象事業と評価結果〉

対 象 事 業	評 価 結 果
・強い水産業づくり交付金	・予算要求の縮減
・離島漁業再生支援交付金	・予算要求の縮減
・漁業共済・漁業経営安定対策（積み立てがらす）	・積み立て実態にあわせた予算要求の縮減
・漁船漁業構造改革総合対策基金（(社)大日本水産会）	・基金を国庫返納
・水産業燃油高騰緊急対策基金（(社)大日本水産会）	・基金を国庫返納
・漁業経営セーフティネット構築事業	・予算要求の縮減
・水産基盤整備事業	・予算要求の縮減

2 結 果

- ・平成21年11月11日から27日に行われた事業仕分け（第1弾）では、1.7兆円（当初目標3兆円）が見直しまたは国庫返納の対象と判定されました。
- ・事業仕分け後、行政刷新会議では、「予算編成過程の公開の重要性を再確認した。同時に、従来の予算に大きな問題があることが明らかにされた。とりわけ、政策、事業等の目的、必要性に重点が置かれ、実施手段についての検証が充分でないことが判明した。」と総括しています。
- ・第1弾の事業仕分けで対象とならなかった事業についても、今回の議論の結果を踏まえ、各府省に対し横断的な見直しを求めることとしています。

3. 今後の動向

- ・平成22年度も事業仕分けは行われますが、水産業振興上、重要事業や公益法人について仕分け結果に基づき、事業の中止・削減が行われないか、その場合どのような影響が出るかについて、県では情報の収集や対応を行っていく必要があります。

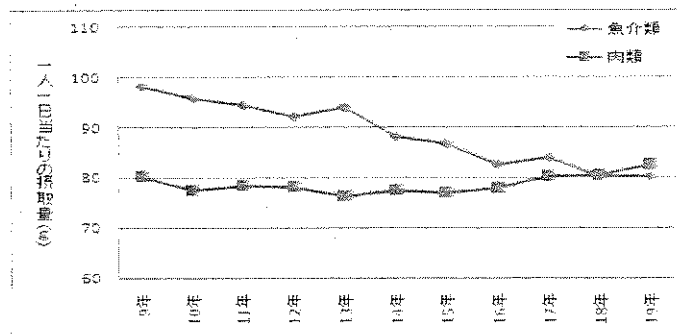


「事業仕分け」の様相

○魚離れの進行について

1 魚離れの進行

近年、「魚離れ」が進行しています。平成9年から19年までの1人1日当たりの魚介類と肉類の摂取量を比較すると、魚介類の摂取量は減少傾向にある一方、肉類の摂取量は横ばいであり、平成18年にはついに魚介類の摂取量が肉類を下回りました。



資料：厚生労働省「国民栄養調査」（平成9～14年）、「国民健康・栄養調査報告」（平成15～19年）

魚離れの主な要因としては、子供の魚離れ、肉より割高だから、調理が面倒だからなどの理由が挙げられています。夕食の献立は子供の好みを反映させることが多いことから、子供の好みが家庭の食生活に影響していること、家庭での調理時間の減少や食の簡便化など消費ニーズの変化に国内生産・供給が十分に対応できていないことが、水産物の消費の減少要因と言われています。

2 こどもの魚離れとその影響

子供が魚を好まない理由として、(社)大日本水産会が行った調査では、「骨があるから」「食べるのが面倒」「食べるのに時間がかかる」「においが嫌い」などがあげられています。

また、子供が塾に通う割合は、小学校6年生で37.8%で、通塾率が増加しています。そのため、家族とともに食事をする機会が減少しており、1人で食べる「孤食」の割合が増加しています。このように、子供の食をめぐる環境も大きく変化しています。

一方、魚の脂に含まれるDHA（ドコサヘキサエン酸）やEPA（エイコサペンタエン酸）といった体内で合成される量が非常に少ない機能性成分が、胎児や子どもの脳の発育に重要な役割を果たすことが分かってきました。

子供の頃に食べたものの記憶は、大人になってからも影響を与えます。近年、年齢を重ねるほど魚を食べるようになる「加齢効果」が低下していることから、子供が成長して成人した時には、現在よりもさらに魚離れが拡大すると予想されます。

今後このような状況が続けば、国内で持続的に活用でき、国民に安定供給できる水産資源の利用度が低下し、長期的には持続的な発展を目指す水産業への影響も懸念されます。

3 まとめ

日本人にとって水産物は、長きにわたり生命の糧であった食料であり、旬の水産物のおいしさを活かした多彩な料理が各地・各家庭に伝えられてきました。

今後は、水産物が持つ栄養特性や調理方法といった情報の提供、加工・流通段階の企業による家庭内調理の負担軽減、産地からの付加価値の提供といったことが求められます。

加えて、家庭においては、「共食」を進めるための工夫を行うことが望まれます。

(水産業振興課)

○ みやぎ食料自給率向上県民運動の展開

(関連事業：みやぎの食料自給率向上運動事業)

1 背景

宮城県は、米や魚介類などの食材に恵まれているが、食料自給率は80%（平成19年度）にとどまっています。しかも、農林水産業の生産現場は、担い手の高齢化や後継者不足などの問題を抱えており、将来にわたって食料を安定的に確保できるか不安な状況にあります。

そのため、県内の生産現場が活気にあふれ、今後も安全・安心な食料を生産し、豊かな食生活を維持していくため、平成21年9月から「みやぎ食料自給率向上県民運動」を開始しました。

表1 宮城県と日本の食料自給率
(カロリーベース 単位：%)

品目	宮城県 (平成19年度概算値)	全国 (平成20年度概算値)
米	244	96
小麦	4	14
大豆(食用)	93	29
野菜	40	77
果実	7	37
畜産物	18	17
魚介類	244	62
食料自給率	80	41

※1 平成20年度各都道府県別食料自給率は未公表のため、平成19年度概算値を掲載(平成22年4月末現在)
出典：東北農政局資料

2 みやぎ食料自給率向上県民運動

この運動は、生産・流通・消費に携わる方々が、それぞれの立場で食料自給率向上に向けて取り組む県民総ぐるみ運動です。

県内の団体や企業等で構成される「みやぎ食料自給率向上クラブ」では、各クラブ会員が食料自給率向上に向けた取り組みを行っています。クラブに入会している水産関係団体や企業では、地産地消イベントや料理教室の開催により、地元水産物の積極的な消費拡大や魚食の普及活動に取り組んでいます。

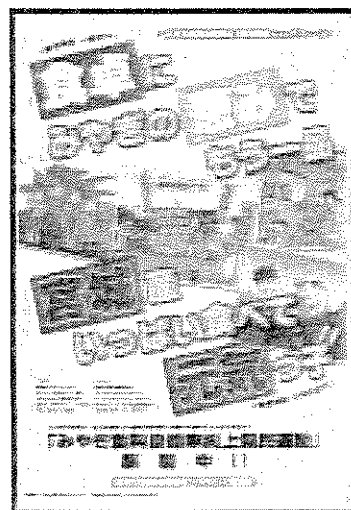
県でも、食料事情や食料自給率等への理解を促進するための出前講座を実施しており、平成21年度は、宮城県漁業協同組合青年部や女性部において学習会を開催していただきました。

3 今後の取組

県では、本県食料自給率を平成25年度に85%に向上させる目標を設定しました。

今後も引き続き「みやぎ食料自給率向上県民運動」を展開し、食料自給率向上への理解促進を図るとともに、水田等の有効活用による農産物の生産振興や水揚げ量の確保などの供給力向上、地産地消や食育の推進などによる県産農林水産物の消費拡大に取り組んでいきます。

この運動の更なる浸透を図るためには、一人一人が食料自給率に関して理解を深め、食料自給率向上に向けて取り組むことが重要です。「みやぎ食料自給率向上クラブ」に入会し、それぞれの立場でできることから取組を行っていきましょう。



(農林水産政策室)